



木々の緑が日に日に濃さを増しております。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化管法施行規則及びSDS省令の一部を改正（経済産業省・環境省）

令和4年3月31日、「化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行規則」及び「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（SDS省令）」の一部を改正する2つの省令が公布された。施行規則の改正により、新たに第一種指定化学物質として定められた物質に対する分類名の付与、PRTR届出様式の変更等が行われる。SDS省令の改正では、SDSの提供方法等について見直され、電子メールの送信又はインターネットを利用した方法が追加された。

もっと詳しく👉

[経済産業省（化管法施行規則の一部を改正する省令について）](#)

[環境省（「化管法施行規則の一部を改正する省令」の公布について）](#)

[経済産業省（SDS省令の一部を改正する省令について（令和4年3月31日公布））](#)

② 化審法の優先評価化学物質の指定及び取消しについて（厚生労働省・経済産業省・環境省）

令和4年4月1日付けで、新たに4物質群が化審法の優先評価化学物質として指定され、令和4年3月31日付けで13物質が優先評価化学物質の指定を取り消された。新たに指定された物質については、令和5年度以降優先評価化学物質としての届出が必要となり、今回取り消された物質は令和4年度から一般化学物質としての届出となる。

もっと詳しく👉

[経済産業省（優先評価化学物質の指定・取消しと当該物質の製造数量等の届出について）](#)

③ 労働安全衛生規則等の一部を改正（厚生労働省）

安衛法第22条に係る健康障害を防止する目的で、労働安全衛生規則等11省令の一部が改正され、令和4年4月15日に公布された。省令に該当する健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対して、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す等の改正が含まれる。施行日は令和5年4月1日。

もっと詳しく👉

[厚生労働省（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について）（PDF）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① REACH認可対象物質に5物質群を追加（ECHA）

ECHAは、SVHC（高懸念物質）として特定されていた5物質群をREACH規則の附属書XIV（認可対象物質リスト）に追加することを2022年4月11日に公表した。今回の追加で認可対象物質は計59物質となった。

もっと詳しく👉

[ECHA（Five substances added to REACH Authorisation List）](#)

② REACH規則 附属書VI～Xの修正規則を公布（欧州委員会）

欧州委員会は、2022年3月24日付けで、REACH規則の附属書VI～Xを修正する委員会規則（EU）2022/477を公布した。REACH登録に必要な情報のうち変異原性や生殖毒性等の情報要件の明確化等が含まれ、本規則は2022年10月14日から適用される。

もっと詳しく👉

[EUR-Lex（COMMISSION REGULATION（EU）2022/477 of 24 March 2022）](#)

③ PIC規則附属書I及びVを改正（欧州委員会）

欧州委員会は、危険化学物質の輸出入に関する規則（PIC規則）附属書I及びVを改正する規則を採択し、22物質をPIC規則に追加した。附属書I収載物質は輸出者が当該物質をEU域外に輸出する意図を通知する必要がある場合に輸出通知の対象となり、附属書V収載物質は輸出が禁止される。本改正は2022年7月1日から適用される。

もっと詳しく👉

[EUR-Lex（COMMISSION DELEGATED REGULATION（EU）2022/643 of 10 February 2022）](#)

[ECHA（22 harmful chemicals added to PIC - exporters must notify from July）](#)

特集：化管法・安衛法の改正に対応したSDS作成支援業務のご紹介

令和3年10月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」の施行令（政令）が一部改正され、SDS交付対象物質が見直されたことは、本特集コーナーでもご紹介しました（[ChemSafe 2021年12月号](#)）。

新たにSDS交付対象となった256物質は、**令和5年4月1日以降、SDSの提供が必要**となります。



図 政令改正後の対象物質のSDS提供スケジュール

SDS関連では、労働安全衛生法（安衛法）の政令改正に伴うSDS対象物質の拡大（234物質）もあり、こちらは**令和6年4月からSDSの提供が必要**となります（[ChemSafe 2月号](#)に関連情報）。

化学物質の危険有害性に関する情報伝達ツールとして、SDSの重要性は今後さらに高まっていくことが予想されます。

**CERIは、今回の法改正に対応した
JIS Z 7253 対応 SDS の作成支援業務を 2022年5月から開始しました。**

CERIのSDS作成支援業務の特徴

- ✓ 化管法・安衛法の改正に「**今から**」対応 → **施行日までに修正対応を完了できます！**
 - ・ 施行日の記載により、施行日前から法改正に対応したSDSを作成・利用できます
- ✓ 今後安衛法で改正が予定されている「**SDS等による情報伝達方法の拡大と柔軟化**」や「**人体に及ぼす作用に関する内容の5年以内ごとの確認**」にも対応！
 - ・ SDSの新規作成業務に加え、SDSの変更内容の確認業務も承ります

6月にオンライン開催する第27回化学物質評価研究機構研究発表会でも化管法・安衛法の両改正及び対応SDSについて講演する予定です。参加方法の詳細は「お知らせ欄」をご覧ください。

お知らせ

○ 第27回化学物質評価研究機構公開研究発表会（オンライン）

本機構職員による研究発表及び技術報告をオンデマンドで配信いたします。

開催期間：令和4年6月1日～6月30日

視聴方法：[専用フォーム](#)よりお申込み頂くと、[CERIホームページ](#)から視聴いただけます（申込期限：6/28）

○ セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

（一社）日本化学工業協会主催の2022年度ケミカルリスクフォーラム研修コースの5月30日の回（表題：化学物質の物理化学的性状）において、本機構の片桐職員が講師を務めます。詳細は[リンク](#)をご覧ください

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp